

議案第19号

四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月7日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例

四万十町個人情報保護条例（平成18年四万十町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を「電磁的記録」に改め、同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項第5号中「記録項目」を「記録項目（要配慮個人情報が含まれているときは、その旨）」に改める。

第7条第3項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項各号を削る。

第10条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第14条第1項第2号中「含む。）」を「含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの」に改める。

第17条中「拒否する」を「拒む」に改める。

第20条中「すべて」を「全て」に改める。

第42条の見出し中「調査手続き」を「調査手続」に改める。

第43条中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「電磁的記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。